

長崎市立中学校部活動地域連携 実施要項

1 目的

中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進み、中学生の興味・関心に応じた部活動の設置や運営に困難な状況が出てきている。そこで長崎市教育委員会では、長崎市立中学校に通う中学生にとって持続可能で望ましいスポーツ・文化芸術活動が展開されるように、中学校部活動の地域移行を進めることとしている。

地域移行を進めるにあたっては、それぞれの部活動を単位として地域クラブ活動への移行を進めると、部員が足りない、または、部員がおらず運営が難しい部活動については単独での移行が困難であることから、まずは地域連携（合同部活動、拠点校部活動）に取り組み、その後、地域移行（地域クラブ活動への移行）を進め、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の確保を図る。

2 地域連携の定義

- (1) 地域の人材を活用して、顧問の教職員と共に、学校部活動を運営するもので、合同部活動、または拠点校部活動により構成されるもの。
- (2) 合同部活動とは、在籍校に希望する部活動は開設されているが、部員数が少ないなどの状況の部が、休日の部活動において、他校の部と練習試合や合同練習といった活動を共にするもの。
- (3) 拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れるもの。

3 実施主体

実施主体は、長崎市立各中学校とする。

4 基本的な地区編成

- (1) 地域連携を実施するにあたり、活動場所への移動等を考慮し、徒歩または公共交通機関を利用する場合でも過度な負担とならないよう、近隣の学校で7つの地区（以下、ブロック）を編成し、そのブロック内での活動を基本とする。

東部	(3校)	東長崎　日見　橋
南東部	(5校)	小島　日吉　茂木　大浦　梅香崎
中央部	(3校)	桜馬場　片淵　長崎
南部	(9校)	戸町　土井首　深堀　小ヶ倉　香焼　伊王島　高島　野母崎　三和
西部	(6校)	福田　西泊　丸尾　淵　縁が丘　小江原
北西部	(3校)	西浦上　山里　三川
北部	(7校)	岩屋　滑石　三重　横尾　外海　池島　琴海

- (2) 地域連携を実施する場合は、原則としてブロック内での範囲とする。ただし、次のような場合で、条件等に合理性がある場合は、ブロックを越えた地域連携の実施を検討する。

- ・ 種目の特性や競技人口により、ブロックを越えた広い範囲での編成が好ましい場合
- ・ 地域連携を実施する際、ブロックは違うが、隣り合う校区の中学校が明らかに近い場合や、公共交通機関の利便性が高い場合

5 合同部活動について

(1) 合同部活動の対象となる競技

ア 軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの4種目を中心に進める（【（資料1）合同部活動のモデル】を参照）。

イ アの4種目以外で合同部活動を希望する場合は、個別に対応する。

(2) 合同部活動の設置方法

① 各学校は【（資料1）合同部活動のモデル】を受け、実施の希望がある場合は市教委へ連絡する。

② 市教委は①を受け、合同部活動のモデルで示した合同の対象となる学校と調整する。合同の対象となる学校において、合同部活動の実施が不可であれば、合同部活動のモデルで示した以外の学校との合同部活動を検討し、その学校と調整する。

③ 双方の合意が取れた場合、市教委が各学校へ報告する。

④ 各学校は③を受け、【（様式1）長崎市立中学校合同部活動開設申請書】を合同部活動実施校の校長連名で作成し、市教委へ提出する。

⑤ 市教委は④を受け、実施の目的や対象等を基に審査し、「長崎市立中学校合同部活動」として認定し、各学校へ認定証を送付する。

⑥ 各学校は⑤を受け、学校間で活動場所や指導者、活動日等について連絡調整し、合同部活動を実施する。

※ まずは休日の部活動を合同部活動として進めるが、実情に応じて平日の部活動についても合同部活動の実施を検討する。

(3) 活動場所

合同部活動実施校間で調整する。

(4) 活動場所までの移動

活動場所までの移動については、徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で、保護者の責任によりを行い、移動に係る経費は保護者負担とする。

(5) 指導者

合同部活動を実施するいずれか、または双方の学校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。

(6) 事故や生徒指導上の問題等への対応

- ア それぞれの学校部活動の位置づけとし、管理監督はそれぞれの校長が行う。また、健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有すること。
- イ 合同校部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは当日の指導にあたっている学校の指導者等で対応すること。その後、当該校にも必ず連絡し、当該校はその情報を受け、指導者および保護者と連携して対応すること。
- ウ 合同部活動での活動中および交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、それぞれの学校が行う。
※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。

(7) 大会等の参加について

大会等の参加については次のような方法がある。

- ア 各学校単位でそれぞれ出場する。
- イ 合同部活動単位で出場する。
 - ・中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）は、5(2)⑤の市からの認定をもって出場できる。（別添の【長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程】を参照）
 - ・中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。

※中体連が示す【長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定】とは異なる。

(8) 地域移行との関連

- ア 地域移行を見据えた活動であることから、課外クラブサポーターが合同部活動の指導にあたる場合は、その課外クラブサポーターを部活動指導員としての登用を進める。その後、地域移行する際、地域クラブ活動の指導者としての活用を図る。
- イ 令和9年9月（新チームが始動する時期）を目途に、合同部活動から地域クラブ活動への移行を進める。

6 拠点校部活動について

(1) 拠点校部活動に参加できる生徒

ア 次の条件をすべて満たす者とする。

- ・在籍校に希望する部活動がない生徒。
- ・在籍校や自宅等から、徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で拠点校等の活動場所まで移動できる生徒。
- ・拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生徒指導に従うことへ同意した生徒。
- ・在籍校の校長及び拠点校の校長の承諾が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

イ 開設されているすべての部活動が拠点校部活動の『拠点校』の対象となる。

(2) 実施申請（流れ）

- ① 拠点校部活動への参加を希望する在籍校の生徒（保護者）は在籍校の校長へ、【(様式2) 長崎市立中学校拠点校部活動参加申込書・保護者同意書】を提出する。
- ② 在籍校の校長は①を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、(様式2)の写しを添えて【(様式3)長崎市立中学校拠点校部活動申請書】を市教委へ提出する。
- ③ 市教委は②を受け、申請されている拠点校となる学校と調整する。拠点校部活動の実施が不可であれば、その旨を在籍校の校長へ連絡し、再度検討する。調整が完了次第、市教委は拠点校の校長へ(様式2)の写しと(様式3)を送付する。
- ④ 拠点校の校長は③について承諾すれば、在籍校の校長へ【(様式4)拠点校部活動承諾書】を、市教委へ【(様式5) 拠点校部活動承諾書】をそれぞれ提出する。
- ⑤ 市教委は④を受け、実施の目的や対象等を基に審査し、「長崎市立中学校拠点校部活動」として認定し、各学校へ認定証を送付する。
- ⑥ すべての書類が完了し、拠点校の受け入れる体制が整い次第、拠点校部活動を開始する。

(3) 実施期間

認定証等の有効期間は年度末までとし、継続して実施する場合は毎年度「6(2) 実施申請（流れ）」の手続きを行う。また、年度途中の申請も可とする。

(4) 活動場所

ア 基本的には拠点校での活動となる。

イ 在籍校での活動場所に余裕がある等、実情や実態に応じて拠点校と在籍校で協議し、在籍校が活動場所となることもある。

(5) 活動場所までの移動

在籍校生徒の活動場所までの移動については、徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で、保護者の責任により行い、移動に係る経費は保護者負担とする。

(6) 指導者

拠点校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員が指導にあたることを基本とする。

(7) 参加生徒の活動について

ア 管理監督は、参加する生徒が所属するそれぞれの校長が行う。

イ 在籍校の校長は拠点校の校長と連携し、参加生徒の活動状況等について連絡をとること。

ウ 拠点校部活動に参加する生徒の保護者は、拠点校および在籍校と連絡体制を構築し、連絡をとること。

エ 在籍校の校長は拠点校の校長に対し、在籍校から参加する生徒の健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を提供すること。

オ 拠点校部活動に参加する生徒および保護者は、拠点校の課外クラブ振興会に入会すること。そのため、次の事項を遵守すること。

- ・ 拠点校の課外クラブ振興会や部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）および規約等に沿って活動する。
- ・ 拠点校の決まり等を守る。
- ・ 拠点校の顧問、課外クラブサポーター、部活動指導員の指示等に従う。

カ 欠席する場合は、拠点校部活動の顧問へ保護者が直接連絡すること。

キ 在籍校の学習活動や行事等の日程が拠点校部活動と重なった場合は、原則として在籍校の学習活動や行事等を優先させること。

ク 在籍校の生徒・保護者が拠点校の部活動および課外クラブ振興会の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長、および課外クラブ振興会会长が参加生徒の活動を中止することができる。

ケ 前各号のほか、拠点校部活動に関する参加生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて在籍校の校長と協議するものとする。

(8) 事故や生徒指導上の問題等への対応

ア 拠点校部活動における事故や生徒指導上の問題等に係る責任の所在については、その原因が施設、拠点校の生徒又は指導者等拠点校側に起因する場合は拠点校の校長にあり、在籍校の生徒に起因する場合は在籍校の校長にある。両方に原因がある場合は、拠点校の校長及び在籍校の校長両方にある。

イ 拠点校部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは拠点校で対応すること。在籍校にも必ず連絡し、在籍校はその情報を受け、連携して対応すること。

ウ 在籍校生徒の拠点校部活動での活動中および交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、拠点校から情報を収集し、在籍校が行う。
※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。

エ 生徒間のトラブルや、施設の瑕疵など様々なケースでの対応が必要となるため、拠点校と在籍校間における日常からの連携を深め、事故等の未然防止に万全を期すこと。

(9) 大会等への参加について

- ア 中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）は、6(2)⑤の市からの認定をもって出場できる。（別添の【長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程】を参照）
- イ 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。
- ウ 各種大会等への参加にあたっての事務手続き等は拠点校が行うこと。

(10) 地域移行との関連

申請期間中であっても、令和9年9月（新チームが始動する時期）を目途に、拠点校部活動から地域クラブ活動への移行を進める。

6 その他

- (1) この要項に関し疑義のある時は、協議のうえ決定するものとする。

附則　この要項は令和6年4月1日から施行する。

合同部活動のモデル

1 軟式野球

合同案	番号	校名
単独	中01	東長崎
単独	中13	戸町
クラブへ	中14	土井首
単独	中18	西泊
単独	中22	岩屋
単独	中27	三重
単独	中23	西浦上
単独	中24	山里
①	中02	日見
	中30	橋
②	中03	桜馬場
	中04	片淵
③	中05	長崎
	中13	戸町
④	中14	土井首
	中15	深堀
⑤	中17	福田
	中20	淵
⑥	中29	小江原
	中28	横尾

2 男子バスケ

合同案	番号	校名
クラブへ	中02	日見
クラブへ	中32	小ヶ倉
クラブへ	中41	琴海
①	中01	東長崎
	中30	橋
②	中06	小島
	中11	大浦
	中12	梅香崎
③	中03	桜馬場
	中04	片淵
	中05	長崎
④	中13	戸町
	中14	土井首
⑤	中15	深堀
	中40	三和
⑥	中17	福田
	中18	西泊
	中19	丸尾
	中20	淵
⑦	中21	緑が丘
	中29	小江原
⑧	中23	西浦上
	中24	山里
	中31	三川
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
	中27	三重
⑩	中27	三重
	中41	琴海

3 女子バスケ

合同案	番号	校名
クラブへ	中14	土井首
クラブへ	中24	山里
クラブへ	中28	横尾
クラブへ	中30	橋
クラブへ	中32	小ヶ倉
①	中01	東長崎
	中06	小島
②	中11	大浦
	中12	梅香崎
	中13	戸町
③	中03	桜馬場
	中04	片淵
	中05	長崎
④	中13	戸町
	中14	土井首
⑤	中15	深堀
	中40	三和
⑥	中17	福田
	中18	西泊
	中19	丸尾
	中20	淵
⑦	中21	緑が丘
	中29	小江原
⑧	中23	西浦上
	中24	山里
	中31	三川
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
⑩	中27	三重
	中41	琴海

4 男子バレー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中02	日見
	中30	橋
②	中09	茂木
	中12	梅香崎
	中13	戸町
③	中22	岩屋
	中27	三重
	中27	三重

5 女子バレー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中30	橋
	中09	茂木
②	中12	梅香崎
	中03	桜馬場
	中05	長崎
③	中13	戸町
	中32	小ヶ倉
	中14	土井首
④	中36	野母崎
	中15	深堀
	中18	西泊
⑤	中20	淵
	中29	小江原
⑥	中21	緑が丘
	中23	西浦上
⑦	中24	山里
	中22	岩屋
	中26	滑石
⑧	中27	三重
	中37	外海
	中41	琴海

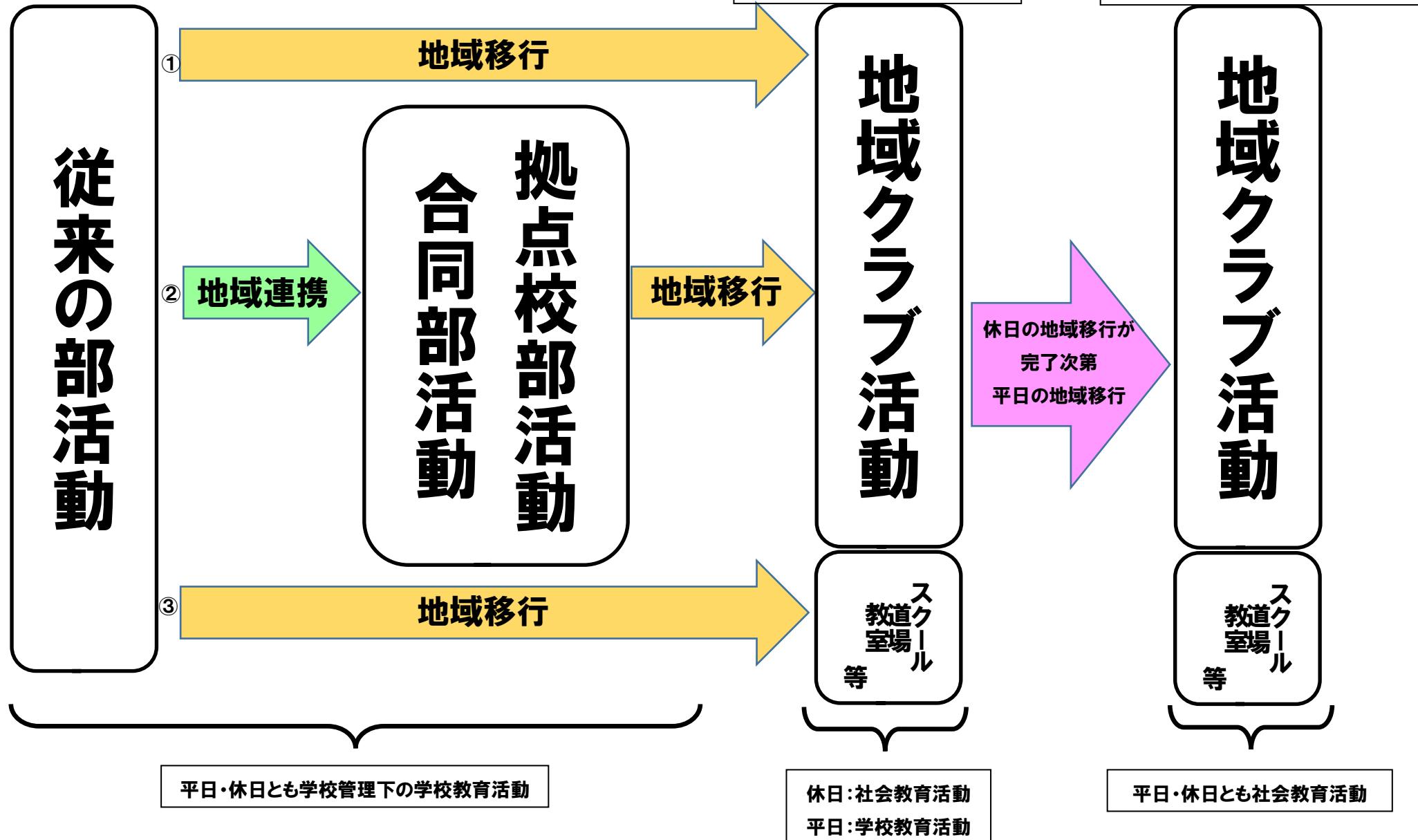
6 サッカー

合同案	番号	校名
①	中01	東長崎
	中30	橋
	中06	小島
②	中12	梅香崎
	中03	桜馬場
③	中13	戸町
	中14	土井首
④	中15	深堀
	中33	香焼
⑤	中36	野母崎
	中15	深堀
⑥	中18	西泊
	中20	淵
⑦	中29	小江原
	中21	緑が丘
⑧	中23	西浦上
	中24	山里
⑨	中22	岩屋
	中26	滑石
	中27	三重
⑩	中37	外海
	中41	琴海
⑪	中27	三重
	中37	外海
⑫	中28	横尾
	中41	琴海

○ 軟式野球競技においては、市中体連軟式野球競技専門部および指導者協議会により、休日のみ合同部活動を実施している。「合同案」の欄の「単独」については、現段階では自校のみで部活動を実施している。

○ 「合同案」の欄の「クラブへ」については、既に、またはこれから休日のみ、または休日や平日とも地域クラブ等へ移行していることを表す。

部活動地域移行のイメージ



長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程

長崎県中学校体育連盟

1 趣 旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町内の一つの学校が受け入れるというものである。市町もしくは各県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動（以下拠点校といふ）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条 件

- (1) 長崎県中学校体育連盟が定める拠点校部活動規定（下記3）に該当している。
- (2) 参加者は、開催年度の大会開催基準8の参加資格を満たしている。
- (3) 拠点校は、長崎県中学校体育連盟に加盟している。
- (4) 拠点校としての大会参加が、各都市町中学校体育連盟に承認されている。
- (5) 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- (6) 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。

3 拠点校部活動規定

(1) 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町教育委員会または県教育委員会、市町中学校校長会または県校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、市町中学校・義務教育学校とする。

(2) 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

(3) 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

(4) 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

①参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

②大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

③拠点校の移動

拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

④安全管理

ア 在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。

イ 活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。

ウ 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

4 附 則

本規程は令和5年 9月13日 制定
令和6年 4月 1日 実施

(様式1) 合同部活動実施校(連名)→市教委

令和___年___月___日

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明 様

(A校) 長崎市立___中学校 校長 _____

(B校) 長崎市立___中学校 校長 _____

(公印省略)

長崎市立中学校合同部活動 開設申請書

下記のとおり長崎市立中学校合同部活動の実施を申請いたします。

記

1 合同部活動実施希望種目

種目・分野名	形態
_____	男子・女子・男女混合

2 実施する部

顧問名	課外クラブサポーター 部活動指導員 等	部員数			
		1年	2年	3年	合計
A 校					
B 校					

3 実施予定

() ①休日のみ実施	() ②平日のみ実施
() ③平日・休日ともすべて実施	() ④その他 []

4 その他(特記事項)

--

(様式2) 生徒・保護者→在籍校校長

令和____年____月____日

長崎市立____中学校長 様

(在籍中学校名)

長崎市立____中学校____年____組

生徒氏名_____

保護者氏名_____

長崎市立中学校拠点校部活動 参加申込書・保護者同意書

拠点校部活動への参加について希望いたします。

つきましては、「長崎市立中学校部活動地域連携 実施要項」の内容を理解し、拠点校部活動の趣旨等に賛同をし、指導・運営に同意いたします。参加にあたっては、下記のようにいたします。

記

1 参加希望部

_____ 部

2 参加について（いずれかに○を記入してください。）

- | | |
|-----------------|---------------|
| () ① 平日・休日とも参加 | () ② 休日のみ参加 |
| () ③ 平日のみ参加 | () ④ その他 [] |

3 移動手段（活動場所までの移動手段を平日と休日に分けてできるだけ詳しくお書きください。）

(平日)

(休日)

4 その他（配慮してほしいこと、協力できること等をお書きください。）

(様式3) 在籍校校長→市教委→拠点校校長

令和____年____月____日

(拠点校)

長崎市立_____中学校
校長 _____ 様

(在籍校)

長崎市立_____中学校
校長 _____

(公印省略)

長崎市立中学校拠点校部活動 申請書

下記の生徒について、貴校における拠点校部活動への入部を申請いたします。

記

1 拠点校部活動入部希望生徒

学年・組	生徒名	部活動名
___年___組		_____部
___年___組		_____部
___年___組		_____部

2 添付物

・「(様式1) 拠点校部活動 参加申込書・保護者同意書」(写) ____人分

(様式4) 拠点校校長→在籍校校長

令和____年____月____日

(在籍校)

長崎市立_____中学校
校長 _____ 様

(拠点校)

長崎市立_____中学校
校長 _____

(公印省略)

長崎市立中学校拠点校部活動 承諾書

下記の生徒について、本校における長崎市立中学校拠点校部活動への参加を承諾いたします。

記

学年・組	生徒名	部活動名
__年__組		_____部
__年__組		_____部
__年__組		_____部

(様式5) 拠点校校長→市教委

令和____年____月____日

長崎市教育委員会
教育長 西本 徳明 様

(拠点校)
長崎市立_____中学校
校長 _____
(公印省略)

長崎市立中学校拠点校部活動 承諾書

下記の生徒について、本校における長崎市立中学校拠点校部活動への参加を承諾することをご報告いたします。

記

在籍校名	学年・組	生徒名	部活動名
_____中学校	__年__組		_____部
_____中学校	__年__組		_____部
_____中学校	__年__組		_____部